

介護従事者の処遇改善を図るための報酬上の評価について

- 介護サービスについて、質を担保しつつ、安定的に提供するためには、介護従事者の処遇改善に取り組む必要がある。
- 介護従事者の処遇改善に資するためには、介護報酬改定において、
 - ① 夜勤など負担がかかる業務に対して、的確に人員を確保するための対応
 - ② 介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対応
 - ③ 介護従事者の賃金の地域差に対する対応を行う必要がある。

→ よって、介護従事者の処遇改善に資するよう、次の3つの観点からの検討を行う必要がある。

- ① 労力を相当程度要し、人員を必要とする場合に対する評価
- ② 介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価
- ③ 介護報酬の制度における地域差の勘案方法の適切な見直し



- ①については、個々のサービスにより状況が異なることから、各サービスの議論の動向を踏まえつつ、本分科会において個々のサービス毎に検討。
- ②については、介護サービスに共通の事項であり、次ページ以降において検討する。
- ③については、介護報酬の地域ごとの1単位当たり単価の設定について検討中。